

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号				
不利益処分の種類	指定定期検査機関の指定の取り消し等	根拠条項	第38条			
処 分 基 準	○都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の1に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。					
	一 法第5節指定定期検査機関の規定に違反したとき。					
	二 法第27条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。					
	三 法第30条第1項の許可を受けた業務規定によらないで定期検査を行ったとき。					
	四 法第30条第3項、第35条又は前号の規定による命令に違反したとき。					
	五 不正の手段により法第20条第1項の指定を受けたとき。					
対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	くらしの安全安心課 交付機関	くらしの安全安心課	目次 NO	3